

## ■平成26年度第4回（第234回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成26年7月23日（水） 午前10時00分～午前10時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、木下副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、都市戦略本部長、政策局長、総務局長、財政局長、総合政策監、保健福祉局長

【議 題】（1）社会福祉事業団の自立的経営基盤確保に向けた市有福祉施設の譲渡について

### < 提 案 説 明 >

社会福祉事業団の自立的経営基盤確保に向けた市有福祉施設の譲渡について、保健福祉局長から次のような説明があった。

- ・社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団（以下、事業団という。）は、旧市の時代より、市の社会福祉事業推進のため、民間社会福祉法人の参入が十分でなかった障害福祉、高齢福祉、児童福祉サービスを提供する事業者として、市の委託を受けて、市が建設した福祉施設の運営を一手に引き受けてきた。
- ・その後、指定管理者制度の導入により、これら施設の運営の一部は民間事業者に移ったが、現在でも、本市の高齢福祉施設、障害福祉施設、児童福祉施設の指定管理のうち約90%に当たる128施設の管理運営を行っている。
- ・本市は、平成26年3月に「公共施設マネジメント計画」を具体的に行っていくために「第1次アクションプラン」を策定し、保健福祉局では、福祉施設の民間譲渡等を検討する方向性を明確にした。
- ・平成26年2月に策定された「外郭団体の更なる健全運営に関する指針」では、事業団を「自立的経営を維持する団体」と位置付け、市有施設の譲渡を含め、事業団による自己所有施設の取得を検討することとした。
- ・また、事業団においても平成24年3月に「自立化推進計画」を策定し、指定管理施設の一部自己所有による自主経営への移行を目指して、市派遣職員の廃止や自主事業の拡大などで団体経営の自立化に向けた一定の成果を上げている。
- ・保健福祉局としては、譲渡方針を早急に決定して、事業団自立化の最後の鍵となる施設の自己所有を実現したいと考えている。
- ・市有福祉施設の多くは事業団が指定管理者となっているが、これらの施設は、平成27年度に指定管理者の更新を予定しており、この機会を逃さずに譲渡の道筋を付けたいと考えている。

・「公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」では、民間事業者等への譲渡を想定しているが、事業団は、福祉サービスの提供が困難な時代から市と一体となってサービスを提供し、利用者が増えるたびに事業規模を拡大してきた結果、非常に多くの職員を抱えている。このような経緯を踏まえ、市としても事業団職員の職場の確保に十分に配慮する必要があると考えている。また、事業団には福祉サービスを安定的に提供する役割を今後も強く期待しているので、事業団の自立的経営基盤の確保を最優先に考え、譲渡先は事業団を第1候補として検討し、その上で民間事業者への譲渡も視野に入れることとしたい。

・自己所有施設による自主経営は、介護保険給付費、自立支援給付費や利用料など、制度上、決められている収入で採算を取って運営することが大前提になる。ところが現状では、すべての指定管理施設が、こうした収入だけでは採算が取れないため、不足分を指定管理料で補てんを受けて運営している状況にあるので、施設ごとに経営改善の方策を検討して、指定管理料がなくても早期に採算性が確保できる施設を選定して、平成27年度の譲渡施設とした。

・検討の結果、「日進職業センター」と「かやの木」の2施設については、入所調整の廃止や定員増で利用率を上げることにより、採算性の確保が早期に実現できることから、指定管理の更新を行わずに平成27年度当初から事業団に譲渡をしたいと考えている。

・なお、今回の譲渡は、事業団の自立化を推進するためのものでもあり、譲渡に当たり財政的負担を求めることは、自立を阻害してしまうことになるため、土地、建物を有償で譲渡することは望ましくないと考えている。

・よって、譲渡方法は、建物については「さいたま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条第1項第1号の規定により無償譲渡とし、土地については「さいたま市財産規則第32条第1項」に定める上限期間である30年間の無償貸付を考えている。

・また、「職員の人員配置、設備などについて定めた市の条例通りに運営がなされているか」、「職員の処遇を適切に行っているか」などをチェックする福祉部職員による実地指導や、施設で問題等が発生した場合には一般監査を実施するとともに、新規事業を実施する場合には適切な指導を行うなど、定められた手続きに基づき、譲渡後の施設の運営についても市として適切に指導していく。

・これら2つの施設を譲渡することにより、市としては、指定管理料で毎年度約2,900万円が削減できることになる。また、これまでの事業団との協議の中で、これら2つの施設の大規模修繕及び建替えは国庫補助を活用して事業団が行うことで大筋の合意を得ているので、これにより約7億700万円の削減を見込んでいる。

・今後のスケジュールについて、「日進職業センター」と「かやの木」の2施設の廃止議案を9月定例会に提出し、議決を得た後、速やかに譲渡に向けての準備を行い、平成27年4月1日付けで譲渡したいと考えている。

## < 意見等 >

・事業団の改革は外郭団体改革プランの目玉であったが、所管局としてはどのように考えているのか。

→施設の譲渡に当たっては、事業団の経営改革を行っていく必要があると考えており、事

業団もこのことをしっかりと認識している。

・外郭団体改革プランにおいて、事業団への施設譲渡の考え方は、採算性の確保ができる施設と採算性の悪い施設をセットで譲渡し、併せて採算性を確保することだと考えている。平成27年度譲渡予定の2施設以外についての、事業団との譲渡協議の状況はどのようになっているのか。

→今回譲渡する予定の障害福祉施設も短期間には採算性の確保は難しいと考えているが、次の指定管理期間が終了する平成32年度に譲渡を検討している施設は、市の所有期間も考慮して施設修繕費の補助なども検討しながら個々の施設に合わせた協議を行っていく予定としている。

・市が所有すべき施設と所有しない施設との線引きをどのように考えているのか。

→施設には介護保険や支援費収入がある入所型施設や通所型施設、利用料収入がほとんどない利用型施設の3種類がある。入所型と通所型は、民間に任せ、利用型は公費を投入して運営すべきだと考えている。しかし、通所型の中にも療育施設という、障害がある未就学児を対象とした施設があり、こちらは他市を見ても自主財源のみでは採算が合わないのので、公費を投入すべき施設だと考えている。

・比較的採算性のよい施設のみ譲渡を受けてしまう懸念もあることから、平成32年度の譲渡予定施設については、書面など何らかの形で担保を取る必要があるのではないかと考えている。

→現在、書面を交わしているわけではないが、将来的な譲渡の方向性は書面で取り交わす予定である。また、個々の施設について、修繕時期や金銭問題を解決し、計画を具体化していくことを考えている。

・経営面で人件費の問題があるが、今後の見通しをどのように考えているのか。

→事業団の年齢構成は、20代のプロパー職員がおらず平均年齢が高くなっており、定年退職者もかなり存在する。事業団も現在の人件費を維持していくことは難しいと認識している。

・事業団と民間の違いは何なのか。

→障害福祉については、民間事業者にはないノウハウを持っている。

・事業団が自立経営をしていくに当たって、継続して運営できる施設を持つことは重要なのではないかと考えている。しかし、採算性の悪い施設ばかりだと自立化に貢献できないと思うので、配慮が必要なのではないかと考えている。将来的には、国や県の土地の有効活用も検討しながら、特別養護老人ホームなど基盤施設を持つべきではないかと考えている。

## < 結果 >

- ・保健福祉局発議の、社会福祉事業団の自立的経営基盤確保に向けた市有福祉施設の確保については、原案のとおり了承する。また、「日進職業センター」と「かやの木」以外の市有福祉施設については、民間譲渡の検討を行うとともに、事業団と協議を進め、譲渡に向けての環境を早期に整えること。

## < 会議資料 >

(資料) 社会福祉事業団の自立的経営基盤確保に向けた市有福祉施設の譲渡について